

# 総合計画進行管理 中間評価シート

## 1 総合計画での位置付け

目指すまちの姿	NO	V	人と自然が共生するまち
政 策	NO	13	地球環境にやさしい社会をつくります
施 策 名	NO	33	温室効果ガスの削減と気候変動への適応
施 策 所 管 局	環境経済局		

## 2 施策の目的・概要

現状と課題	<p>地球温暖化が進行する中、平均気温の上昇や集中豪雨の発生などの気候変動による影響を実感することが多くなっています。本市では、再生可能エネルギーの利用促進や省エネルギー活動の促進など温室効果ガスの排出削減を行う「緩和策」の取組を着実に進めた結果、温室効果ガス排出量は減少傾向にあります。また、市域面積の約6割を占める森林について、今後さらに整備を進めることにより、温室効果ガスの吸収源対策としての効果が期待されています。さらに、気候変動の影響に備える「適応策」についても分野横断的な取組を進めています。一方、世界全体では依然として大量の温室効果ガスが排出されているため、今後も地球温暖化は進行し、気候変動の影響はさらに大きくなると予測されています。</p> <p>このため、今世紀後半の「脱炭素社会※1」の実現を見据えながら、地球温暖化対策の両輪である緩和策と適応策をより積極的に推進する必要があります。</p>
取組の方向	<p><b>1 再生可能エネルギーの利用促進と徹底した省エネルギー活動の促進</b></p> <p>太陽光発電などの再生可能エネルギーの積極的な利用や、省エネルギー設備の導入に向けた支援などに取り組みとともに、地球温暖化対策地域協議会などと連携して低炭素型のライフスタイルへの転換を促進します。</p>
	<p><b>2 低炭素型まちづくりの推進</b></p> <p>低炭素型まちづくりの実現に向け、次世代クリーンエネルギー自動車※2の普及や交通基盤の整備などに取り組みとともに、水素エネルギーの活用や防災面にも有益な分散型電源※3の導入に取り組みます。</p>
	<p><b>3 森林吸収源対策の推進</b></p> <p>温室効果ガスの削減に大きく寄与する森林について、市民や事業者との連携・協働による保全・整備を進めます。</p>
	<p><b>4 気候変動適応策の推進</b></p> <p>本市の地域特性を踏まえた適応策の取組を進め、地球温暖化の進行に伴う気候変動の影響の回避・軽減などを図ります。</p>

## 3 施策を取り巻く動向等

国、県の動向、制度改正等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・国は、令和2年10月の臨時国会で、内閣総理大臣の所信表明において2050年の脱炭素社会の実現が表明されるとともに、令和3年4月の地球温暖化対策推進本部の会合で、2030年度の温室効果ガス排出量を2013年度比で46%削減を目指すことが表明された。令和3年5月には地球温暖化対策推進法が改正され、基本理念として「2050年脱炭素社会の実現」が位置付けられ、令和3年10月には地球温暖化対策計画が改定され、2030年度における新たな温室効果ガス排出削減目標を2013年度から46%削減することを目指し、50%の高みに向けた挑戦を続けることを示した。</li> <li>・県は、令和3年12月に地球温暖化対策推進条例を改正し、「2050年までの脱炭素社会の実現」を基本理念として新たに定め、令和5年2月に、2030年度までの温室効果ガス排出量の削減目標を46%から50%に引き上げることを表明するとともに、令和6年3月に地球温暖化対策計画を改定した。</li> </ul>
コロナ禍の影響	<p>新型コロナウイルス感染症拡大に起因し、製造業の生産量の減少、旅客及び貨物輸送量の減少等に伴うエネルギー消費量の減少等などにより温室効果ガス排出量の減少につながった。</p> <p>また、テレワーク、オンライン会議、時短営業等の新しい生活様式の普及や、経済活動の鈍化により、エネルギー需要が低下したことは、温暖化対策の観点ではプラスの要素であった。一方で、通信販売が多く活用されることとなったが、荷物の再配達を防止し輸送に伴う温室効果ガスの排出削減を目的として、市では宅配ボックス配布事業を実施した。</p>

#### 4 成果指標の実績及び結果の分析

##### 【指標1】対応する取組の方向 1、2、3

指標と説明	市域の温室効果ガス排出量 温室効果ガスの削減の取組が推進されているかを見る指標						結果の分析
目標設定の考え方	温室効果ガス削減の取組を推進することによる効果を見込み、目標を設定しました。						令和4年度は、市内産業のうちCO2排出比率の高い鉄鋼業における製造品出荷額が減少したことなど、産業部門での排出量が大きく減少したため、結果的に市域全体の温室効果ガスの排出量が減少した。 なお、温室効果ガス排出量は、算定の根拠となる国の統計数値の公表時期の関係から、令和4年度の数値が最新値となる。
成果指標の算出方法	温室効果ガス排出量の推計手法に関する国の最新のマニュアルに基づき、算出 ●CO2排出量の算定方法 活動量×エネルギー消費量原単位×法定で定められた排出係数 ・活動量 例) 人口、世帯数、製造品出荷額等 ・エネルギー消費量原単位 例) 1世帯あたりどのくらいエネルギーを消費したか ●CO2排出量の算定について 算定に使用する統計数値の公表時期の関係から令和元年度の数値が最新値						
	基準値 H25	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
目標値(万t-CO2)	—				357.4	331.6	
実績値(万t-CO2)	421.9	371.2	349.0	340.5		—	

##### 【指標2】対応する取組の方向 1、2、3

指標と説明	市の独自の取組によるCO2削減見込量 温室効果ガスの削減の取組が推進されているかを見る指標						結果の分析
目標設定の考え方	温室効果ガス削減の市の独自の取組を推進することによる効果を見込み、目標を設定しました。						市民や事業者に対する再エネ・省エネ設備等の導入支援策などの実施や、CO2の吸収源となる森林の保全・管理により、年間約2千t-CO2の増加につながった。 なお、削減見込量は、市内事業者のエネルギー使用量の報告時期の関係から令和5年度の数値が最新となる。
成果指標の算出方法	温室効果ガス排出量の推計手法に関する国の最新のマニュアルに基づき、算出						
	基準値 H30	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
目標値(万t-CO2)	—				7.0	8.0	
実績値(万t-CO2)	5.9	6.2	6.3	6.4	6.6	—	

##### 【指標3】対応する取組の方向 4

指標と説明	気候変動の影響に備えている市民の割合 気候変動やその影響への理解が進み、市民の具体的な行動につながっているかを見る指標						結果の分析
目標設定の考え方	気候変動に伴う影響への適応の取組を推進することによる効果を見込み、目標を設定しました。						気候変動の影響に備えている市民の割合については、災害の発生に伴って高くなる傾向にあり、令和元年東日本台風の影響を受けて基準値が高いことや、R2以降、新型コロナウイルス感染症の影響でイベント等での普及啓発が十分に行えなかったことから、目標を下回る結果となっているが、市HPやデコ活等、様々な機会を捉えて普及啓発を実施し、着実に市民の意識向上につながっている。
成果指標の算出方法	市民アンケート問27「あなたは、平均気温の上昇や集中豪雨の発生など、気候変動が与える身の回りへの影響に備えるため、どのような取り組みを行っていますか」の回答のうち、気候変動に伴う影響による被害を減らすための取組を1つ以上選択した市民の割合						
	基準値 R元	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
目標値(%)	—				89.1	95.1	
実績値(%)	83.1	74.3	76.2	78.2	79.3	—	

#### 5 施策全体の中間評価

所管局区等の評価及び評価に対する今後の対応	<p>市域の温室効果ガス排出量については、最新の実績値である令和3年度で基準年の421.9万tから349万tまで減少した。近年、新型コロナウイルス感染症の影響により新しい生活様式が普及し、テレワーク、オンライン会議、時短営業、経済活動の鈍化によりエネルギー需要が低下し、温暖化対策の面でプラスとなる要素があった。</p> <p>市の独自の取組によるCO2削減見込量については、市民や事業者への再生可能エネルギー設備や省エネルギー設備の導入支援により着実に実績を増やし削減につなげているが、目標の達成に向け、より効果的なエネルギー施策の策定が必要である。</p> <p>今後は、令和5年1月に改定した「第2次相模原市地球温暖化対策計画」に基づき、市、事業者、市民等が相互に相互に連携し協力し合う体制を強化するとともに、脱炭素社会の実現に向けた取組の加速化を図っていく。</p>
-----------------------	---

※1【脱炭素社会】地球温暖化の原因となる二酸化炭素などの温室効果ガスの排出を防ぐため、石油や石炭などの化石燃料から脱却することを脱炭素と呼ぶ。再生可能エネルギーの利用を進めるなど、社会全体を低炭素化する努力を続けた結果としてもたらされる持続可能な社会を脱炭素社会という。

※2【次世代クリーンエネルギー自動車】電気自動車や燃料電池自動車など石油以外の資源を燃料に使うことによって、既存のガソリンやディーゼル車より窒素化合物や二酸化炭素などの排出量を少なくした自動車。

※3【分散型電源】電力供給の方法のひとつで、電力需要地の近くに配置された小規模な発電設備のこと。太陽光や風力など再生可能エネルギーを利用した発電設備、水素を利用した燃料電池、天然ガスやLPガス等を燃料として熱と電気を同時に供給するガスコージェネレーションシステムなどがある。

# 総合計画進行管理 中間評価シート

## 1 総合計画での位置付け

目指すまちの姿	NO	V	人と自然が共生するまち
政 策	NO	13	地球環境にやさしい社会をつくります
施 策 名	NO	34	環境を守る体制の充実
施 策 所 管 局	環境経済局		

## 2 施策の目的・概要

現状と課題	<p>わたしたちの日常生活や事業活動における様々な行動が地球環境に負荷をかける一方、地球環境の悪化もまたわたしたちの生活に影響を与えることから、一人ひとりが身近なことから環境保全活動を実践できる社会の実現が求められています。</p> <p>このため、市民や事業者、学校など多様な主体との連携・協働による仕組みの下で、地球的な視野で環境問題に取り組む人材や組織の育成・支援を図るなど、ESD ※1 などとの関連を踏まえた環境教育 ※2 の機会をより充実させ、環境を守る多くの担い手を育成することが必要です。</p> <p>また、複雑・多様化する環境問題に対応するためには、幅広い環境分野の調査・研究機能の強化や環境情報の収集・発信機能の充実を図ることが必要です。</p>
取組の方向	<p><b>1 環境を守る担い手の育成</b></p> <p>環境保全に関する情報や本市の豊かな自然環境を生かした自然体験教室などの機会を提供し、市民や事業者など環境保全についての理解を深め、環境保全活動を行う意欲の増進を図ります。</p> <p>また、市民や事業者、学校などの多様な主体は、それぞれ得意領域や特色を有していることから、これらの主体と連携・協働して取り組む仕組みづくりや支援を行い、環境保全活動や環境教育の効果を高めます。</p>
	<p><b>2 複雑・多様化する環境問題への体制整備</b></p> <p>複雑・多様化する環境問題に対し、科学的知見による調査・研究機能や幅広い環境分野における情報の収集・発信機能など環境政策に関する体制を整備することで、市民や社会のニーズに的確に対応します。</p>

## 3 施策を取り巻く動向等

国、県の動向、制度改正等	<p>令和6年5月に国において第六次環境基本計画の閣議決定が行われた。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>「現在及び将来の国民一人一人のウェルビーイング／高い生活の質」の実現を環境政策の最上位の目標として掲げた。家庭・学校・職場・地域等のあらゆる場面において行動につながるような多様な主体・手段による実質的で探究的な環境教育や持続可能な開発のための教育・ESD・を通じた環境意識の醸成、将来像を関係者と共有しながら地域における環境保全の取組を進めていくための人材育成や体制構築、多様な主体の参画によるパートナーシップを促進するための施策等、持続可能な社会の構築を支える仕組みづくり等に取り組む必要があるとしている。</li> <li>気候変動、生物多様性の損失、汚染という地球の3つの危機に対し、早急に経済社会システムの変革を図り、環境収容力を守り環境の質を上げることによって、経済社会が成長・発展できる「循環共生型社会」の実現を打ち出している。</li> </ul>
コロナ禍の影響	<p>新型コロナウイルス感染症によるイベント中止や講座会場の定員制限のため、令和2年度から令和4年度にかけての環境学習講座の参加者数は従前より大きく減少した。環境情報センターではオンラインを活用した講座や動画の配信等を行い、コロナ禍にあっても環境意識啓発のための取組を継続した。</p>

#### 4 成果指標の実績及び結果の分析

##### 【指標1】対応する取組の方向 1、2

指標と説明	環境学習講座の参加者数						結果の分析
	環境に対する意識の醸成が図られているかを見る指標						
目標設定の考え方	今後の社会動向や環境教育の重要性の高まりなどを踏まえ、目標を設定しました。						新型コロナウイルス感染症によるイベント中止や講座会場の定員制限の影響を大きく受け、基準値を下回った。令和5年度はイベントの再開や環境情報センターによるアウトリーチ型事業の展開により参加者数が増えた結果、中間目標は達成できなかったものの、基準値並みに回復した。
成果指標の算出方法	環境情報センターにおける環境学習事業+その他自然体験学習などへの参加者人数の合計人数						
	基準値	計画初年度	R3	R4	中間目標	最終目標	
	H30	R2			R5	R9	
目標値(人)	—				4,070	4,300	
実績値(人)	3,788	413	1,333	2,866	3,766	—	

##### 【指標2】対応する取組の方向 1、2

指標と説明	環境意識の醸成度(日常生活において、環境に配慮している市民の割合)						結果の分析
	環境を守る担い手が育成されているかを見る指標						
目標設定の考え方	環境教育の取組を進めることによる効果を見込み、目標を設定しました。						環境に配慮している市民の割合は基準年の令和元年度と比較して高い水準で推移しており、中間目標を達成した。普及啓発活動の実施によるもののほか、自然災害の増加、地球温暖化の実感及びSDGsの浸透等により、社会全体として環境問題に取り組みなければならないという意識が市民一人ひとりに定着してきたことによるものと考えられる。
成果指標の算出方法	市民アンケート問28「あなたは、環境問題について、取り組んでいることはありますか。(いくつでも)」の回答のうち、環境配慮にかかる取組を2つ以上選択した市民の割合						
	基準値	計画初年度	R3	R4	中間目標	最終目標	
	R元	R2			R5	R9	
目標値(%)	—				53.9	57.9	
実績値(%)	49.9	51.7	54.2	58.7	57.3	—	

#### 5 施策全体の中間評価

<p>所管局区等の評価及び評価に対する今後の対応</p>	<p>産・官・学・民の連携による環境まつりの開催、大学と連携した『ZERO CARBONポスターセッションチャレンジ』の開催など、多様な主体との連携による事業実施により、環境を守る担い手の育成とともに市民の環境意識の醸成に寄与したものとする。また、自然環境観察員制度等による環境情報の集積や調査結果の発信のほか、民間事業者との協定締結による子ども環境情報紙の市内小学校等全児童への無償配布の開始など、市民が環境情報に触れる機会の充実を図った。</p> <p>今後、「循環共生型社会」の実現に向けては、市民・事業者のライフスタイル・ビジネススタイルの変革が必要不可欠であることから、事業者・環境保全団体等との更なる連携による効果的な啓発・環境学習事業の実施や、SNS等による情報発信の強化により、無関心層を含む幅広い層の環境意識の更なる醸成を図る。</p>
------------------------------	---

※1【ESD】Education for Sustainable Development(持続可能な開発のための教育)世界の環境、貧困、人権、平和、開発といった様々な現代社会の課題を自らの問題として捉え、身近なところから取り組む(think globally, act locally)ことにより、それらの課題の解決につながる新たな価値観や行動を生み出すこと、そしてそれによって持続可能な社会を創造していくことを目指す学習や活動。

※2【環境教育】持続可能な社会の構築を目指して、家庭、学校、職場、地域その他のあらゆる場において、環境と社会、経済及び文化とのつながりや環境の保全についての理解を深めるために行われる環境の保全に関する教育及び学習。

# 総合計画進行管理 中間評価シート

## 1 総合計画での位置付け

目指すまちの姿	NO	V	人と自然が共生するまち
政 策	NO	13	地球環境にやさしい社会をつくります
施 策 名	NO	35	循環型社会※1の形成
施 策 所 管 局	環境経済局		

## 2 施策の目的・概要

現状と課題	<p>4R ※2の推進によりごみ総排出量が着実に減少し、最終処分量も併せて減少しているものの、家庭系ごみや事業系ごみの中に依然として資源化が可能な物が含まれていることから、分別の徹底による更なる資源化を進めるとともに食品ロス※3の削減や使い捨てプラスチックの利用削減などの取組が求められています。</p> <p>また、資源循環都市※4の実現に向け、市民・事業者・行政がそれぞれの役割を果たすとともに、連携・協働によるごみの減量化・資源化に向けた取組がこれまで以上に必要となっています。</p>
取組の方向	<p><b>1 ごみの更なる削減</b></p> <p>市民とともに事業者もごみの問題を自らの問題として捉え、具体的なごみ減量行動が促進されるよう、ごみの発生・排出抑制に向けて総排出量の目標を定め、目標に対する達成状況の検証と周知を図ります。</p> <p>また、ごみ処理手数料全体の適正な在り方などを調査研究するとともに、一般ごみの排出量が増加する場合などを想定し、家庭から排出される一般ごみの処理の手数料の有料化について引き続き検討を進めます。</p>
	<p><b>2 生ごみ・食品ロスの削減</b></p> <p>フードドライブ※5の実施や普及啓発活動などにより、生ごみや食べられるのに捨てられる食品、いわゆる食品ロスを削減します。</p>

## 3 施策を取り巻く動向等

国、県の動向、制度改正等	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号）、令和4年に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号）が施行されるなど、様々な取組が進められている。</li> <li>本市においても令和6年度3月に改定した「第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、更なるごみの減量化・資源化を進めていく。</li> </ul>
コロナ禍の影響	<p>令和2年度は新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、巣ごもり需要等の一時的な消費により家庭系ごみが増加したと思われるが、令和3年度以降は新型コロナウイルス感染下での一時的な消費の縮小、その後新型コロナウイルス感染症が落ち着いてきたことに伴い、ごみの排出量も減少傾向となった。</p>

#### 4 成果指標の実績及び結果の分析

##### 【指標1】対応する取組の方向 1

指標と説明	ごみ総排出量						結果の分析
指標と説明	資源化可能物の分別と家庭系ごみ(資源を除く)・事業系ごみの発生・排出抑制による減量効果を見る指標						家庭系ごみは減少傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、巣ごもり需要などの一時的な消費を期に一時的に増加に転じた。現在は、再び減少傾向となっている。 事業系ごみは逆に増加傾向にあったが、新型コロナウイルス感染症の影響もあり減少に転じている。現在も減少傾向にあるが、景気回復とともに増加する可能性がある。
目標設定の考え方	過去の人口やごみ量、将来人口推計を基にした推計値に、各種取組による削減効果を見込み、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法	一般ごみ、粗大ごみ、事業系ごみ及び資源の量を合算したものを。						
	基準値 H30	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
実績値(t)	225,586	225,648	218,857	213,946	220,000	216,000	

##### 【指標2】対応する取組の方向 1

指標と説明	市民1人1日当たりの家庭系ごみ排出量(資源を除く)						結果の分析
指標と説明	家庭におけるごみの削減効果を見る指標						コロナ禍での巣ごもり需要の影響による一時的な増加以降は減少傾向に転じている。ごみ減量や分別に関する市民への周知・啓発活動の効果が認められるが、環境への影響や最終処分場の延命化等の観点から、更なるごみの減量化・資源化に取り組む必要がある。
目標設定の考え方	過去の人口やごみ量、将来人口推計を基にした推計値に、各種取組による削減効果を見込み、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法	一般ごみ、粗大ごみの総量を人口で除し、さらに年間の日数で除したものを。						
	基準値 H30	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
実績値(g)	491	499	479	467	480	465	

##### 【指標3】対応する取組の方向 1

指標と説明	使用済小型家電回収量						結果の分析
指標と説明	ごみと資源化可能物を分別し、資源が循環されているかを見る指標						使用済小型家電回収については、認定事業者による宅配便回収等を開始しており、その回収量を市の回収量と合算すると、概ね中間目標に達している。 引き続き、市の回収ボックスの周知啓発に加えて、認定事業者の回収の取組に関する周知も行うことで、小型家電の分別排出を促し、有用金属のリサイクルの推進を進めていく必要があると考えている。
目標設定の考え方	過去の人口や排出量、将来人口推計を基に、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法	市で回収している使用済小型家電の実績値の合計						
	基準値 H30	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
実績値(t)	116	145	128	117	150	181	

##### 【指標4】対応する取組の方向 1、2

指標と説明	食品ロス排出量						結果の分析
指標と説明	家庭から排出される食品ロスの削減効果を見る指標						計画初年度である令和2年度の数値より年々減少しているが、中間目標の数値まで達成率が低い現状である。 フードドライブ窓口の増設や昨今の食品ロス削減に関するニュースの発信により、市民の取組が浸透していると推察される。 今後はイベント形式に頼らず行政からの市民への情報発信を行い、「食べ切り・使い切り」等の食品ロス削減を推進していく必要があると考えられる。
目標設定の考え方	過去の人口やごみ量、将来人口推計を基にした推計値に、各種取組による削減効果を見込み、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法	一般廃棄物処理基本計画P49より、一般ごみ×食品ロス発生割合にて算出						
	基準値 H30	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
実績値(t)	12,975	12,459	12,026	11,364	8,500	7,900	

#### 5 施策全体の中間評価

所管局区等の評価及び評価に対する今後の対応	<p>コロナの影響で家庭ごみの増加等があったが、ごみの総排出量は減少してきている。しかしながら、市が実施しているごみ質測定調査では、家庭から排出される一般ごみの26.9%（約3.1万トン）は、資源化が可能な紙やプラスチック製容器包装であるとの結果が出ており、今後更なるごみの減量化・資源化のためにも、ごみの発生・排出抑制に重点を置いた4Rの取組を進めていく必要がある。</p>
-----------------------	--

※1【循環型社会】大量生産・大量消費・大量廃棄型の社会に代わるものとして提示された概念。循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)では、第一に製品などが廃棄物等となることを抑制し、第二に排出された廃棄物等についてはできるだけ資源として適正に利用し、最後にどうしても利用できないものは適正に処分することが徹底されることにより実現される「天然資源の消費が抑制され、環境への負荷ができる限り低減された社会」としている。

※2【4R(ふぉーあーる)】ごみを減量化するために国が提唱しているリデュース(Reduce・排出抑制)・リユース(Reuse・再使用)・リサイクル(Recycle・再生利用)の3Rにリフューズ(Refuse・発生抑制)を加え、4つの頭文字をとったもの。

※3【食品ロス】まだ食べられるのに捨てられている食品。

※4【資源循環都市】循環型社会を実現している都市。本市は、第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画(平成31(2019)年3月策定)の基本理念に「資源循環都市」を掲げている。

※5【フードドライブ】家庭で余っている食品を持ち寄り、フードバンクや福祉施設などに寄付することで、食べ物を必要としている人に届ける活動。

# 総合計画進行管理 中間評価シート

## 1 総合計画での位置付け

目指すまちの姿	NO	V	人と自然が共生するまち
政 策	NO	13	地球環境にやさしい社会をつくります
施 策 名	NO	36	廃棄物の適正処理の推進
施 策 所 管 局	環境経済局		

## 2 施策の目的・概要

現状と課題	<p>ごみ処理体制の整備により、安心して生活できる環境の維持・向上が図られていますが、引き続き市民の日常生活や事業者の事業活動に伴って排出されるごみやし尿を適正に処理する必要があります。</p> <p>このため、ごみやし尿の将来推計に基づき、清掃工場や最終処分場などの整備・改修を計画的に進めるとともに、経済性・効率性を考慮した廃棄物の収集運搬体制について実情を踏まえた方策を検討することが必要です。</p> <p>また、不法投棄などの不適正処理を防止する対策を引き続き講じる必要があります。</p>
取組の方向	<p><b>1 ごみ処理体制の整備</b></p> <p>将来を見通した廃棄物処理施設の計画的な整備を図るとともに、社会経済情勢や時代の変化に伴い新たに求められる廃棄物の収集運搬体制について、実情を踏まえた方策を検討します。</p>
	<p><b>2 不適正処理防止対策の充実</b></p> <p>不法投棄が多発する箇所を中心とした不法投棄防止対策やごみ・資源集積場所からの資源の持ち去り行為、許可なく不用品を回収する行為への対策など、不適正処理防止対策の充実を図ります。</p>

## 3 施策を取り巻く動向等

国、県の動向、制度改正等	<ul style="list-style-type: none"> <li>令和元年に「食品ロスの削減の推進に関する法律」（令和元年法律第19号）、令和4年に「プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律」（令和3年法律第60号）が施行されるなど、様々な取組が進められている。</li> <li>本市においても令和6年3月に改定した「第3次相模原市一般廃棄物処理基本計画」に基づき、更なるごみの減量化・資源化を進めていく。</li> </ul>
コロナ禍の影響	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受けて、各種イベントの中止やキャンペーンなどが十分に行えなかったことから、啓発の機会が減少した。</p>

#### 4 成果指標の実績及び結果の分析

##### 【指標1】対応する取組の方向 1

指標と説明	清掃工場などでのごみの適正処理率(市内で発生するごみを清掃工場で焼却及び最終処分場で埋立てできる割合)						結果の分析
	市内で発生するごみを適正に処理できる体制が構築されているかを見る指標						
目標設定の考え方	清掃工場で焼却すべきごみの量及び最終処分場で埋立すべき焼却灰の量に対応できるよう、100%を維持することを目標として設定しました。						市内で発生したごみの全量を南清掃工場及び北清掃工場にて処理し、その全量を最終処分場に埋め立てることで目標を達成した。
成果指標の算出方法	市内で発生した廃棄物を、他市等に委託することなく、自区内で処理した割合。						
	基準値 H30	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
目標値(%)	—				100	100	
実績値(%)	100	100	100	100	100	—	

##### 【指標2】対応する取組の方向 2

指標と説明	まちがきれいに保たれていると感じる市民の割合						結果の分析
	ポイ捨てや不法投棄が防止されているかを見る指標						
目標設定の考え方	今までの取組や今後の事業の充実による効果を見込み、目標を設定しました。						実績値の推移はほぼ横ばいで、高い水準を保っているが、中間目標の目標値には達していない状況である。 コロナ禍以降、市民地域清掃の実施率が低下したことや、環境に関する市民意識の向上により「きれいなまち」への期待度が高まっていることが要因として考えらる。
成果指標の算出方法	「相模原市総合計画の進行管理のための市民アンケート(令和6年3月実施)」、問40の回答結果より、(1)(2)の回答割合を合算して算出						
	基準値 R元	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
目標値(%)	—				85.9	86.9	
実績値(%)	84.9	82.7	84.1	83.5	82.8	—	

#### 5 施策全体の中間評価

所管局区等の評価及び評価に対する今後の対応	<p>市内で発生するごみの全量を各清掃工場で適切に処理し、全量を最終処分場へ埋め立てることができた。しかしながら、最終処分場については、現在のペースで埋め立てを行った場合は令和19年度頃に満杯となることが見込まれることから、令和6年3月に改定した第3次一般廃棄物処理基本計画に基づく更なるごみの減量・資源化や、ごみ処理段階における更なる資源化による最終処分場の延命化を図る必要性がある。</p>
-----------------------	---

# 総合計画進行管理 中間評価シート

## 1 総合計画での位置付け

目指すまちの姿	NO	V	人と自然が共生するまち
政 策	NO	14	恵み豊かな自然環境を守り育てます
施 策 名	NO	37	水源環境と森林環境の保全・再生・活用
施 策 所 管 局	環境経済局		

## 2 施策の目的・概要

現状と課題	<p>本市は、相模湖、津久井湖、宮ヶ瀬湖などの豊富な水資源を有しています。良好な水源環境を保つため、森林整備や木材の利用拡大に取り組み、水源かん養機能をはじめとする森林の多面的な機能の維持を図ってきました。</p> <p>しかし、近年の気候変動に伴う想定を上回る豪雨等により森林被害が生じており、土砂の崩壊を防ぐ山地災害防止機能等の強化に向けた森林の再生の取組が求められています。</p> <p>また、市民の生活環境を良好に保つため、水源地域における生活排水を適正に処理していく必要があります。</p> <p>このため、水源環境・森林環境の保全・再生による多面的機能の強化に向けて、従来の水源環境保全税に加え、新たに創設された森林環境譲与税※1を活用した森林の適切な整備を効率的に進め、森林資源の活用による林業の振興を図るとともに、湖・河川の水質の改善に向けた取組を進める必要があります。</p>
取組の方向	<p><b>1 森林の保全・再生</b></p> <p>森林を保全し、再生し、森林が有する公益的な機能の向上を図るため、私有林の所有者が実施する整備への支援を行うとともに、市有林の計画的な整備に取り組みます。また、森林の更新※2に当たっては花粉発生源対策に配慮した取組を推進するとともに、奥山など、林業の生産性が低い森林については、針葉樹と広葉樹の混交林化を進め、多様な生態系に適した森林環境の形成を目指します。</p> <p><b>2 林業の振興</b></p> <p>林業事業者の確保、定着及び林業技術の向上や経営者の育成のための支援に取り組みます。また、林業事業者などと連携し、木材利用の促進や新たな商品開発などに取り組みむとともに、サプライチェーン※3の構築や付加価値の高い商品づくり、商業・観光・農業等の他産業との連携などを通じて、林業の振興を図ります。</p> <p><b>3 生活排水の適正な処理</b></p> <p>相模湖・津久井湖などのダム集水区域内における生活排水による水源環境への負荷の低減を図るため、公共下水道の整備を推進するとともに、同区域内の浄化槽整備区域については、高度処理型浄化槽※4の設置を推進します。</p>

## 3 施策を取り巻く動向等

国、県の動向、制度改正等	なし
コロナ禍の影響	なし

#### 4 成果指標の実績及び結果の分析

##### 【指標1】対応する取組の方向 1

指標と説明	協力協約の整備面積(市が森林所有者に補助を行っている森林の整備面積)						結果の分析
	森林の保全・再生が図られているかを見る指標						
目標設定の考え方	かながわ水源環境保全再生実行計画の目標を踏まえ、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法	市が森林所有者に補助を行っている森林の整備面積の累計						
	基準値 H30	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	整備面積は増加している。しかし、長期施業受委託等、森林の集約化にシフトしていることにより増加率が減少している。
目標値(ha)	—				1,262	1,370	
実績値(ha)	1,127	1,137	1,146	1,151	1,154	—	

##### 【指標2】対応する取組の方向 2

指標と説明	さがみはら津久井産材素材生産量						結果の分析
	林業の振興が図られているかを見る指標						
目標設定の考え方	さがみはら津久井産材の利用の拡大や流通活性化に向けた取組などの効果を見込み、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法	県森林再生課が林業事業体に照会した各年度の素材生産量						
	基準値 H30	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	素材生産量の実績値は減少しているが、さがみはら津久井産材利用拡大協議会では、イベント参加によるPR活動や供給側・需要側双方への情報提供が行われている。 今後、公共建築物等における木材の利用計画を把握し、林業事業者等との情報共有を進めていく。
目標値(m)	—				3,830	3,930	
実績値(m)	3,730	3,949	3,775	3,438	6,861	—	

##### 【指標3】対応する取組の方向 3

指標と説明	ダム集水区域の公共下水道整備率(ダム集水区域において公共下水道を整備した面積の割合)						結果の分析
	水源地域の生活排水の適正な処理が図られているかを見る指標						
目標設定の考え方	令和9(2027)年度までにダム集水区域の公共下水道の整備を完了することを目標として設定しました。						
成果指標の算出方法	ダム集水区域において公共下水道を整備した面積の割合						
	基準値 H30	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	狭隘道路や河川沿い等、施工難度の高い地域の整備を進めているため進捗が遅れが生じている。 また、後継者のいない高齢者世帯が多いこと、排水設備工事費等が経済的負担となることから、各宅地の下水道接続率が低下している。
目標値(%)	—				90.6	100	
実績値(%)	71.7	79.1	81.8	84.8	86.5	—	

#### 5 施策全体の中間評価

所管局区等の評価及び評価に対する今後の対応	<p>かながわ水源環境保全・再生施策大綱が令和8年度をもって終了することから、森林所有者が長期施業受委託等に移行している。今後、神奈川県の施策内容を踏まえ、森林所有者に対する支援等を検討していく。</p> <p>さがみはら津久井産材の利用拡大については、利用拡大協議会によるイベント参加やPR活動により、その効果が得られている。今後、素材生産量は、需要と供給のバランスを取るための木材利用計画の把握に努め、素材生産者などへの情報提供を検討する。</p> <p>ダム集水区域の公共下水道整備については、生活排水の適正処理のため、引き続き公共下水道整備を推進し、水源の汚濁防止と地域住民の生活環境の向上を図る。</p>
-----------------------	---

※1【森林環境譲与税】森林の有する公益的機能の維持増進のため、森林の整備及びその促進に関する施策を実施することを目的に、令和6(2024)年から課税される森林環境税に先行し、その相当額を令和元(2019)年から地方自治体に譲与(配分)される税のこと。

※2【森林の更新】伐採等により樹木等が無くなった箇所に植林を行うこと等により、森林の世代が変わること。

※3【サプライチェーン】製品の原材料の調達から製造、販売までの一連のつながりのこと。

※4【高度処理型浄化槽】湖沼のアオコの発生原因となる窒素・リンが高度に処理できる能力を有する合併処理浄化槽であり、水道水源地域、湖沼などででのより一層の水質汚濁防止、富栄養化防止の目的で用いられる。

# 総合計画進行管理 中間評価シート

## 1 総合計画での位置付け

目指すまちの姿	NO	V	人と自然が共生するまち
政 策	NO	14	恵み豊かな自然環境を守り育てます
施 策 名	NO	38	野生鳥獣の適正な管理
施 策 所 管 局	緑区役所		

## 2 施策の目的・概要

現状と課題	<p>野生鳥獣は、自然を構成する大切な要素として自然生態系の維持に重要な役割を担っており、人間にとっても豊かな生活環境を維持する上で欠くことのできない存在です。</p> <p>しかしながら、近年、特に津久井地域において、生息区域が拡大しているニホンジカやニホンザル、イノシシなどによる農作物被害や市民生活への影響が拡大しており、人口減少と少子高齢化が一層進行すると見込まれている中山間地域においては、営農意欲の低下や耕作放棄地の拡大につながり、集落の維持、形成に大きな影響を及ぼすことが懸念されています。</p> <p>こうした野生鳥獣による被害を防止するためには、捕獲や追払いによる従来からの取組に加え、ICTを活用した新技術の導入などの取組を進めるとともに、市民の自主的な対応力の強化を図る必要があります。</p>
取組の方向	<p><b>1 野生鳥獣生息頭数の適正管理</b></p> <p>神奈川県鳥獣管理計画に基づき、野生鳥獣を捕獲・管理するための新技術の導入や猟区の有効活用による狩猟者の育成を促進するなど、野生鳥獣による農作物被害や生活被害の減少に取り組めます。</p> <p><b>2 市民との協働による野生鳥獣被害対策の実施</b></p> <p>被害を防ぐためには、野生鳥獣を人里に「来させない」・「増やさない」ことが重要となることから、「自分で守る」・「地域が協力して守る」・「行政と協働して守る」という考え方にに基づき、被害を受けている市民の自主的な対応力を強化する取組を進めます。</p> <p><b>3 農地及び縁辺部などの環境整備</b></p> <p>野生鳥獣の被害を防ぐため、野生鳥獣の侵入を招かないための農地の適正な管理や集落周辺の環境整備を行うとともに、奥山の森林などについては、針葉樹と広葉樹の混交林化を進めるなど、多様な生物の生態系に適した森林環境を形成することで、野生鳥獣と共生できる環境づくりに取り組めます。</p>

## 3 施策を取り巻く動向等

国、県の動向、制度改正等	<p>神奈川県では、鳥獣の保護及び管理に並びに狩猟の適正化に関する法律に基づき、ニホンジカ、ニホンザル、イノシシについて、第二種特定鳥獣管理計画（生息数が著しく増加し、又はその生息地の範囲が拡大している鳥獣の管理に関する計画）を策定。</p>
コロナ禍の影響	<p>感染拡大に伴い、緊急性のない業務の休止や延期を行うこととなり、計画策定のための会議や関係者の合意形成を図る場について、十分な環境下での開催が困難となり、管理計画の1年延長となった。</p>

#### 4 成果指標の実績及び結果の分析

##### 【指標1】対応する取組の方向 1、2、3

指標と説明	野生鳥獣による農作物被害額(施策29再掲)						結果の分析
	野生鳥獣被害対策の実施が図られているかを見る指標						
目標設定の考え方	今後想定される野生鳥獣による被害額を30%以上削減することを目標として設定しました。						計画当初には、鳥獣被害対策相談ダイヤル（JA神奈川つくい）が開設されたことにより、農作物被害報告が増加したが、農作物被害の主な要因の一つである二ホンザルについて、ICT大型捕獲檻を導入したことにより、2つの群れの全頭除去が完了し、被害額を減少することができた。
成果指標の算出方法	四半期ごとに県へ報告している農作物被害から、県が算出した被害額を使用						
	基準値 H30	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
目標値(千円)	—				4,164	2,915	
実績値(千円)	4,324	4,693	6,412	6,472	3,470	—	

##### 【指標2】対応する取組の方向 1、2、3

指標と説明	二ホンジカ及び二ホンザル、イノシシ捕獲実績						結果の分析
	野生鳥獣生息頭数の適正管理が図られているかを見る指標						
目標設定の考え方	野生鳥獣生息頭数を適正に管理するため、現状の水準を維持することを目標として設定しました。						捕獲対象となる野生イノシシの個体数が豚熱（CSF）により減少したことや、神奈川県二ホンザル管理事業実施計画に基づく捕獲制限の影響から捕獲実績が減少した。
成果指標の算出方法	四半期ごとの猟友会からの捕獲実績を使用						
	基準値 H30	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
目標値(頭)	—				750	750	
実績値(頭)	750	720	690	623	520	—	

#### 5 施策全体の中間評価

所管局区等の評価及び評価に対する今後の対応	<p>二ホンザルについては、ICT大型捕獲檻を活用し、本市に定着していた2つの群れ（K2群、K3群）の全頭除去により、農作物被害の減少につながった。今後は新たな群れを定着させないため、猟友会や専門家による追い払い、追い上げを行う。また、生息域が近隣都市にまたがっていることから、広域的な被害対策を県と協議していく。</p> <p>二ホンジカ、イノシシについては、引き続き猟友会等関係団体と連携して捕獲を推進するとともに、野生鳥獣被害を防止するため、集落の環境整備や農地への電気柵の設置等、鳥獣被害対策を推進する。</p>
-----------------------	--

#### 6 総合計画審議会の意見等

総合計画審議会の意見等	<p>【施策の進捗状況に関する評価】 野生鳥獣について、自然生態系の維持における役割を認識した上で施策に取り組んでいることは評価できる。また、指標1について、中間目標値を達成しており、鳥獣被害額の減少につなげたことは評価でき、成果指標の進捗状況は順調と言える。</p> <p>【今後の施策の方向性に関する意見】 野生鳥獣被害の拡大という全国的動向を踏まえ、隣接する市町村及び都県との連携を一層深めるとともに、他自治体における成功事例など参考に今後も施策を推進してほしい。</p>
-------------	---

# 総合計画進行管理 中間評価シート

## 1 総合計画での位置付け

目指すまちの姿	NO	V	人と自然が共生するまち
政 策	NO	14	恵み豊かな自然環境を守り育てます
施 策 名	NO	39	生物多様性の保全と活用
施 策 所 管 局	環境経済局		

## 2 施策の目的・概要

現状と課題	<p>本市は、豊かな自然環境と多様な都市機能を併せ持ち、様々なみどりや生物が生息・生育しており、市民の生活にやすらぎと潤いを与えています。</p> <p>一方で、気候変動や、人間優先の土地や資源の利用により、野生生物の減少、特定外来生物※1の侵入や生息・生育域の拡大などによる生態系への影響が全国的に懸念されており、本市も例外ではありません。</p> <p>また、生物多様性に対する市民の認知度が高まらないことや、少子高齢化の進行などによる里地里山※2の荒廃などが生物多様性の保全・活用において課題となっています。</p> <p>こうしたことから、生物多様性の重要性・必要性について広く普及啓発を行うとともに、多様な主体と相互に連携・協働し、生物多様性の保全や活用に取り組むよう促すことで、自然環境と多様な都市機能の調和を図ることが求められています。</p>
取組の方向	<p><b>1 生物の生息・生育状況の把握と適切な保護・管理</b></p> <p>市内における生物の生息・生育状況の把握に努め、特定外来生物の防除をはじめとする生物の適切な保護・管理や、多様な生物が生息・生育できる環境の保全・創出に関する取組を通じて、地域の特性に応じた生物多様性の保全活動を推進します。</p>
	<p><b>2 生物多様性の浸透</b></p> <p>「さがみはら生物多様性ポータルサイト※3」など、多様な媒体を用いて生物多様性に関する情報発信を充実させるとともに、市民や教育機関、企業などとの連携を図り、あらゆる世代を対象とした環境保全活動への参加を促進することにより、生物多様性の浸透と、担い手の育成支援を推進します。</p>

## 3 施策を取り巻く動向等

国、県の動向、制度改正等	<p>令和4年12月にカナダ・モントリオールで開催された生物多様性条約例第15回契約国会議（COP15）第二部において、「昆明・モントリオール生物多様性枠組」が採択された。国内では、これを踏まえ、令和5年3月に「生物多様性国家戦略2023-2030」が策定された。この戦略は、「2030年ネイチャーポジティブの実現」に向け生物多様性損失と気候危機の2つの危機への統合的対応や、2030年までに陸と海の30%以上を保全する「30by30目標」の達成等を通じた健全な生態系の確保や自然の恵みの維持回復等を進めるものとなっている。</p>
コロナ禍の影響	なし

#### 4 成果指標の実績及び結果の分析

##### 【指標1】対応する取組の方向 1

指標と説明	モニタリング調査における調査対象生物種数 生物の生息・生育状況の把握と適切な保護・管理が図られているかを見る指標						結果の分析  市民協働によるモニタリング調査を実施しているが、活動団体の減少により調査対象生物種数も減少している。新規調査者の確保が必要である。
目標設定の考え方	調査エリアの増加等に伴う調査対象生物種数の増加を見込み、目標として設定しました。						
成果指標の算出方法	市民協働でのモニタリング調査協力依頼先及び調査種一覧より抽出						
	基準値 H30	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
目標値(種)	—	/	/	/	59	67	
実績値(種)	51	57	48	48	39	—	

##### 【指標2】対応する取組の方向 2

指標と説明	「生物多様性」という言葉を知っている市民の割合 生物多様性の浸透が図られているかを見る指標						結果の分析  中間目標を超える73.1%の回答があり、普及啓発事業を行った効果があった。
目標設定の考え方	生物多様性に関する普及啓発を充実させることによる効果を見込み、目標を設定しました。						
成果指標の算出方法	市民アンケート令和6年3月実施（令和5年度実績）						
	基準値 R元	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
目標値(%)	—	/	/	/	71.0	75.0	
実績値(%)	67.4	65.8	72.1	69.3	73.1	—	

#### 5 施策全体の中間評価

所管局区等の評価及び評価に対する今後の対応	<p>調査団体の減少に伴い、成果指数①の実績値が減少している。現在市民協働として協力いただいている団体への支援とともに、新規の調査者を確保するための取り組みが急務である。</p> <p>また、成果指標②については、引き続き普及啓発を行うとともに、生物多様性への知識が深まる取り組みについて検討していく。</p>
-----------------------	---

※1【特定外来生物】外来生物のうち、生態系、人の生命・身体、農林水産業へ被害を及ぼすもの、又は及ぼすおそれがあるものの中で特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律（平成16年法律第78号）の規定により指定されたもの。

※2【里地里山】現に管理若しくは利用をされ、又はかつて管理若しくは利用をされていた農地、水路、ため池、二次林、その他これらに類する土地の全部又は一部及び人が日常生活を営む場所が一体となっている区域で、良好な景観の形成、災害の防止、伝統的な文化の伝承、余暇又は教育的な活動の場の提供等の機能を有する地域。

※3【生物多様性ポータルサイト】生物多様性に関する普及・啓発や活動の情報の提供などを推進することを目的に、市ホームページ上に開設している、生物多様性に関する情報を集めたWEBサイト。

# 総合計画進行管理 中間評価シート

## 1 総合計画での位置付け

目指すまちの姿	NO	V	人と自然が共生するまち
政 策	NO	15	やすらぎと潤いがあふれる生活環境をつくります
施 策 名	NO	40	生活環境の保全
施 策 所 管 局	環境経済局		

## 2 施策の目的・概要

現状と課題	<p>市域における大気汚染や水質汚濁などの環境の状況は、これまでの取組により大きく改善されてきましたが、大気中の光化学オキシダントや湖における富栄養化※1に係る指標などは、依然として環境基準を達成しておらず、広域的にも課題となっています。</p> <p>また、中山間地域における土砂等の埋立て行為による生活環境への影響、治水対策を中心とした従来型の河川改修による自然環境への影響なども懸念されています。</p> <p>このような中、良好な生活環境を維持するためには、環境監視や発生源対策に継続して取り組むとともに、土砂等の埋立て行為への適切な対応が必要です。また、河川の整備に当たっては、自然環境と人との調和がとれた川づくりが求められています。</p>
取組の方向	<p><b>1 良好な生活環境の維持</b></p> <p>大気、水質などの環境監視を継続して実施するとともに、広域的な影響により環境基準を達成していない項目に対しては、改善に向け、近隣自治体との連携を図ります。</p> <p>また、工場や事業所、土砂等の埋立て場所などに対する規制に関する指導や立入調査の実施により、環境汚染の未然防止や生活環境の保全に努めます。</p> <p>さらに、自然環境に配慮した川づくりや、公共下水道合流式区域※2の分流化を進めることにより、河川の水質保全を図ります。</p>

## 3 施策を取り巻く動向等

国、県の動向、制度改正等	<p>国においては、第6次環境基本計画（令和6年5月閣議決定）を定め、重点戦略の一つに「ウェルビーイング／高い生活の質」を実感できる安全・安心、かつ、健康で心豊かな暮らしの実現」を掲げ、「水・大気・土壌の環境保全、環境リスクの管理」を重点施策として取り組むこととしている。</p>
コロナ禍の影響	なし

#### 4 成果指標の実績及び結果の分析

##### 【指標1】対応する取組の方向 1

指標と説明	大気環境基準を達成した地点の割合 良好な大気環境が保全されているかを見る指標						結果の分析
	目標設定の考え方	これまでの結果や近隣の大気状況から、現状の水準を維持することを目標として設定しました。					
成果指標の算出方法	各測定局等における二酸化硫黄・一酸化炭素などの測定項目ごとの延べ地点数に対する環境基準達成地点数の割合						
	基準値	計画初年度	R3	R4	中間目標	最終目標	
	H30	R2			R5	R9	
実績値(%)	86.0	86.1	85.7	86.1	86.1	—	
目標値(%)	—				86.0	86.0	

##### 【指標2】対応する取組の方向 1

指標と説明	水質環境基準を達成した地点の割合 良好な水環境が保全されているかを見る指標						結果の分析
	目標設定の考え方	過去のトレンドなどを踏まえ、良好な状態を維持できるよう目標を設定しました。					
成果指標の算出方法	公共用水域水質測定及び地下水測定における測定地点数に対する環境基準達成地点数の割合を算出。						
	基準値	計画初年度	R3	R4	中間目標	最終目標	
	H30	R2			R5	R9	
実績値(%)	87.0	74.3	75.3	81.1	73.6	—	
目標値(%)	—				88.0	89.0	

#### 5 施策全体の中間評価

<p>所管局区等の評価及び評価に対する今後の対応</p>	<p>良好な生活環境の維持に向けて、環境調査等を行い、その結果を公表するとともに、事業者に対する公害関係法令順守の指導及び事業者が自主的に化学物質の適正管理・削減等の環境負荷の低減を図るための必要な取組を進めた他、光化学オキシダント等の広域的な課題に関しては九都県市等近隣自治体と連携した啓発等を行った。</p> <p>また、これらの取組に加え、水質改善に向け、下水道の合流改善や未普及解消に向けた取組、河川環境に配慮した多自然川づくりを着実に進めてきた。</p> <p>成果指標については、気象条件などの外的要因の影響や環境基準の項目等の見直し等があり、一概に目標値との比較・評価をすることは困難であるが、これらの取組等により生活環境の保全は図られてきたものと捉えている。</p> <p>今後も本施策は「第3次相模原市環境基本計画（令和6年3月中間改定）」に基づき推進することを基本とし、引き続き良好な生活環境の維持に向けた取組を進めるが、特に近年全国的に問題となっている有機フッ素化合物（PFAS）による環境汚染が本市においても課題となっており、国の動向を注視しながら本市の現況を把握するための環境調査等を進める。</p>
------------------------------	---

※1【富栄養化】海や湖沼において窒素やりんを含む栄養塩類が豊富になること。富栄養化が過度に進むとプランクトンが異常繁殖し赤潮やアオコが発生することがある。

※2【公共下水道合流式区域】汚水と雨水を同一の管きよで集め下水処理場で処理する区域。

# 総合計画進行管理 中間評価シート

## 1 総合計画での位置付け

目指すまちの姿	NO	V	人と自然が共生するまち
政 策	NO	15	やすらぎと潤いがあふれる生活環境をつくります
施 策 名	NO	41	公園や身近な自然の適正な管理・利活用と都市緑化の推進
施 策 所 管 局	環境経済局		

## 2 施策の目的・概要

現状と課題	<p>本市は、豊かな自然環境と多様な都市環境を併せ持ち、それらを身近に感じることができる公園や緑地、水辺地を有しています。</p> <p>一方で、全国的な都市化の進展により、身近な自然やみどりが減少しており、本市においても、利用者のニーズへの適切な対応や心にやすらぎを感じることができる空間の形成が求められています。</p> <p>そのため、身近な生活環境において自然や季節を感じることができる公園や緑地、水辺地の適切な維持管理を進めるとともに、市民の余暇活動の充実、都市空間の形成及び防災性の向上などを図るための魅力ある公園づくり、水やみどりに親しめる空間を増やす取組が必要です。</p>
取組の方向	<p><b>1 水やみどりの保全・創出の推進</b></p> <p>緑地や河川などの身近な自然を守り育て、市民が水やみどりに親しむことができる豊かで快適な生活環境の創出に努めるとともに、本市の持つ豊かな自然を次世代に継承するために、多様な主体が水やみどりの保全・創出に関わることができる取組を推進します。</p>
	<p><b>2 魅力ある公園づくりの推進</b></p> <p>自然環境やレクリエーション、防災、歴史など、地域ごとの利用者のニーズや特性を生かし、市民の憩いの場となるような魅力的な公園の整備を進めるとともに、施設の安全性を確保し、機能・役割の発揮が図られる適切な管理を推進します。また、様々な分野の事業主体との連携を強化することなどにより、更なる公園の利活用を推進します。</p>

## 3 施策を取り巻く動向等

国、県の動向、制度改正等	なし
コロナ禍の影響	なし

#### 4 成果指標の実績及び結果の分析

##### 【指標1】対応する取組の方向 1

指標と説明	都市緑化に関する講習会等への参加者数 都市部において、水やみどりの保全・創出の推進が図られているかを見る指標						結果の分析
目標設定の考え方	周知の拡充や事業内容の工夫による効果を見込み、目標を設定しました。						講習会等への参加者は新型コロナウイルス感染症による自粛以前である基準値（H30）より増加しており、緑化に対する関心が高まっている。
成果指標の算出方法	まち・みどり公社 緑化推進事業報告書（緑に関する講習会等参加者実績）						
	基準値 H30	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
目標値(人)	—				360	390	
実績値(人)	329	28	262	404	381	—	

##### 【指標2】対応する取組の方向 2

指標と説明	公園の満足度 魅力ある公園づくりの推進が図られているかを見る指標						結果の分析
目標設定の考え方	過去の推移や今後の事業等による効果を見込み、目標を設定しました。						「公園の満足度」について、相模原スポーツ・レクリエーションパーク等の整備を行ったが、中間目標を達成することができなかった。今後、利用者ニーズに対応した公園施設の改修・更新を実施することにより、公園の魅力向上を図る。
成果指標の算出方法	「相模原市総合計画の進行管理のための市民アンケート」問30の回答を用いて、「(1) 満足」は5点、「(2) どちらかといえば満足」は4点、「(3) 普通」は3点、「(4) どちらかといえば不満」は2点、「(5) 不満」は1点をとし、回答結果に配点を乗じて得られる得点の平均値を実績値として設定した。						
	基準値 R元	計画初年度 R2	R3	R4	中間目標 R5	最終目標 R9	
目標値(ポイント)	—				3.07	3.19	
実績値(ポイント)	2.95	3.12	3.08	3.08	3.05	—	

#### 5 施策全体の中間評価

所管局区等の評価及び評価に対する今後の対応	<p>実績値が目標値を達成している成果指標①については、引き続き魅力ある講習会等を実施し、参加者数の向上を図っていく。</p> <p>成果指標②については、中間目標を達成することができなかったため、利用者ニーズに対応した公園施設の改修・更新を実施することにより、公園の魅力向上を図る。</p>
-----------------------	--